

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 6 日

各障害福祉サービス事業所等
管理者 様

奈良市福祉部障がい福祉課長

令和 7 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について（依頼）

平素は、本市福祉行政にご協力頂き、御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度に福祉・介護職員処遇改善加算等の算定を受けた事業所等については、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（※**令和 7 年度**の事務処理手順）において示されているとおり、障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出が必要となります。

つきましては、下記の要領にて実績報告書を提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出期限及び提出方法

提出期限：令和 8 年 7 月 31 日（金）（当日消印有効）

※期日までに実績報告書の提出が無い場合は、要件違反となり、算定された加算額を返還いただく場合があります。

2. 提出書類

【別紙様式 3-1、3-2】

※根拠資料は今回の実績報告においても提出不要ですが、本市から提出を求めた際に対応できるよう各事業者において適切に保管してください。

3. 各種様式について

奈良市障がい福祉課ホームページ「障がい福祉課から事業者の方へ」

(<https://www.city.nara.lg.jp/site/jigyousho/>)

上記ホームページ内の新着情報もしくは、「報酬・加算」▶「福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算等について」▶「令和 7 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書の提出について」をご確認ください。

※介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を実施している事業所については、**按分した上で、障害福祉サービス分の報告は、障害福祉サービスの様式にて実績報告を行ってください。**

4. 提出方法

- ・原則郵送にて提出してください。

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市福祉部 障がい福祉課 指定係 宛

※ 封筒に「**令和 7 年度処遇改善加算実績報告書在中**」と記載してください。

5. 留意事項

- ・原則として、賃金改善額が加算による収入額を上回ることが必要であり、上回っていない場合は、一時金等により追加で支払うなど、必要な対応を行ってください。悪質な事例については返還のうえ、不利益処分等の対象となりえますので、ご注意ください。

- ・請求実績が無い場合でも、処遇改善加算等を取得している事業者は、実績報告を行ってください。

- ・処遇改善加算に関して問合せが増加することから、お問合せいただいても当日中の応答ができません場合がありますが、ご理解ご協力をお願いします。

本件加算に関して疑問点等がある場合は、【厚生労働省相談窓口】電話番号：050-3733-0230 にお問合せいただくか、以下の担当係宛に質問票にてご質問いただきますようご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp